

非常災害時における児童の安全確保について

—この資料は長者小学校のホームページにも掲載しています。—

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校教育活動に対し、ご理解とご支援をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本校では標記の件について保護者の皆様の共通理解と周知を一層図るため、連休前に引き渡し訓練及び集団下校訓練を実施いたしました。皆様のご協力により、大きな混乱もなく無事に終えられましたことに改めて深謝申し上げます。

今後も引き続き下記のとおり対応していきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 在校中に「危険な状況」となった場合

- (1) 非常時保護者引き渡し 非常災害時に警報等が発令されていて集団下校が不可能な場合は、保護者迎えとなり、保護者へ引き渡しを行うことがあります。保護者へ引き渡すのが困難な場合は、下校時刻以降も児童の安全のため学校に留め置きすることもあります。
- (2) 集団下校 非常災害時に警報等が発令されていて集団下校が可能な場合は、集団下校班毎に教職員が引率し安全なうちに集団下校を行うこともあります。
- (3) 感染症等の影響により授業打ち切りとなった場合は、メール配信で保護者へ通知し、保護者引き渡しを行うことがあります。

2 登校時に「危険な状況」となった場合

- (1) 登校が危険であると保護者が判断された場合は、無理に登校させないでください。休む場合は、学校(22-0564、43-2211)までご連絡ください。その場合、欠席にはなりません。(当日の朝に臨時休業を決定した場合には、速やかに全家庭に学校安全情報配信メールなどで緊急連絡します。)
- (2) 臨時休業となっても、すでに登校している児童につきましては、責任をもってお預かりいたします。ただし、臨時休業措置の場合は給食がありませんので、保護者と連絡をとり、午前中のうちに学校に迎えにきていただきます。

3 「震度5弱以上」の地震が発生した場合

- (1) 夜半、早朝に上記地震が発生した場合は、通学路の安全、校舎内外の安全を考慮し、原則として臨時休業とします。ただし、被害の状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業としないこともあります。その場合は学校安全情報配信メールで対応をお知らせします。
- (2) 在校中に、上記地震が発生した場合は、学校や学区の状況を踏まえ校長判断となります。対応については学校安全情報配信メールでお知らせします。
- (3) 震度にかかわらず、津波注意報及び警報等が発令された場合の対応については、学区の地理的状況を踏まえ校長判断とします。対応については学校安全情報配信メールでお知らせします。

4 市内に特別警報が発令された場合

- (1) 夜半、早朝に市内に「特別警報」が発表された場合、当日は原則として「臨時休業」とします。
- (2) 在校中に市内に「特別警報」が発令された場合は、学校や学区の状況を踏まえ校長判断とします。

5 全市あるいは学区内で停電が発生した場合

- (1) 朝6時の時点で全市あるいは学区内が停電している場合は、信号機が点灯しないなど、通学路の安全確保に支障があること、及び給食の提供ができなくなるなどから臨時休業とします。

6 Jアラートが発令された場合

- (1) 自宅にいる場合 屋内にとどまりテレビやラジオなどから情報を得ること、ドアや窓を全部閉めること、窓から離れ、机など丈夫なものに隠れ、身を低くし頭部を守ることを呼びかけています。
- (2) 学校にいる場合 机の下に隠れるなど、安全を確保します。グラウンドなど外にいる場合は速やかに校舎内に避難させます。学校や学区の状況を踏まえ判断し、学校安全情報配信メールで対応をお知らせします。
- (3) 屋外にいる場合 できる限り速やかに頑丈な建物に避難すること、近くに適当な建物がない場合は、物陰に隠れ、身を低くし頭部を守ることを呼びかけています。

【危険な状況時の対応について(左頁をマニュアル化したもの)】

＜登校時＞

臨時休業・午前授業・集団下校等の措置を取る場合は、
「学校安全情報配信システムによるメール」でお知らせいたします。

※ 確実な連絡がとれるように確認をお願いいたします。

※ メールを受信した際には、開封通知をお願いいたします。

*登校が危険であると保護者が判断された場合は、無理に登校させないでください。

この場合、必ず学校までご連絡ください。

＜在校時・下校時＞

(在校中)

非常災害時に警報等が発令されて
いて集団下校が不可能な場合

保護者迎え、引き渡しになります。

(在校中)

非常災害時に警報等が発令されて
いて集団下校が可能な場合

安全なうちに教職員が引率し、集団下校します。

※ 臨時休業の措置中、児童がすでに登校していた場合は、午前中のうちに「保護者迎え、引き渡し」
になります。

【地震及び停電発生時の対応について】

	震度及び停電	対応について
1	夜半、早朝に市内で「震度5弱以上」の地震が発生。	原則として「臨時休業」。ただし、被害の状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業としないこともある。その場合は「学校安全情報配信メール」で学校及び保護者に周知する。
2	児童が在校中に市内で「震度5弱以上」の地震が発生。	学校や学区の状況を踏まえ校長判断とする。
3	「津波注意報」及び「警報」等が発令。	震度にかかわらず、津波注意報及び警報等が発令された場合の対応については、学区の地理的状況を踏まえ校長判断とする。
4	夜半、早朝に市内に「特別警報」が発令。	当日は原則として「臨時休業」。
5	児童が在校中に「特別警報」が発令。	学校や学区の状況を踏まえ校長判断とする。
6	朝6時の時点で全市あるいは学区内が停電。	◎ 臨時休業

【お願い】

- ① 緊急連絡先に変更がある場合は、速やかにお知らせください。
- ② 情報安全情報配信メールへの登録にご協力をお願いします。登録は、直接、八戸市教育委員会教育指導課で登録するか、または、本校教頭までお問い合わせください。担任を通して登録の用紙をお渡ししますので、アドレス等ご記入の上、提出をお願いします。
- ③ 非常災害時に学校が緊急的な措置をとった場合、愛好会活動は中止とします。

子供達の安全を第一と考えます。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

長者小学校 TEL 22-0564、43-2211